

当会会員が道路交通法違反の疑いで逮捕されたとの報道について（談話）

昨日、一部のマスコミにおいて、当会所属の司法書士が酒酔い運転のうえ交通事故を起こし、道路交通法違反の疑いで逮捕された旨が報道されました。

司法書士は、法律家として法令を遵守しなければならないことは当然であり、同会員の被疑事実が真実であるならば、同会員の行為は、市民の司法書士に対する信頼を裏切るものであり、誠に遺憾であります。

当会は、会員に対し、司法書士に求められる職責を再認識し、これまで以上に高い倫理観、使命感を持つよう指導してゆく所存であります。

2014年（平成26年）2月5日

京都司法書士会

会長 森 中 勇 雄